

令和5年4月から特定建設作業実施届出書の電子申請が可能になりました！

特定建設作業実施届出書について

建設工事に伴う著しい騒音・振動を発生する作業について「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、作業開始日から中7日前(8日前)までに届出をする必要があります。

電子申請の方法

1 電子申請フォームへアクセス

名古屋市電子申請サービスからアクセスする場合	名古屋市公式ウェブサイトからアクセスする場合
 <p>https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya</p> <p>上記 URL にアクセスし、「特定建設作業」と入力して検索し、表示される手続きから適切なもの※を選択する。「特定建設作業実施届出書」のページの下部にある「申請リンク」をクリック</p>  <p>※裏面「電子申請の注意事項」参照</p>	 <p>https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026239/1026263/1026266.html</p> <p>上記 URL にアクセスし、ページ下部にある「電子申請フォーム」のリンクをクリック</p> 

2 ログイン又はメール認証を選択

ログインする場合には、「Graffer」、「Google」、「Line」、「GビズID」のアカウントが利用できます。ログインして申請すると、入力内容の一時保存や過去の申請内容等を確認することができます。

メール認証する場合には、メールアドレスを入力すると、申請用の URL が送付されますので、その URL から申請します。

3 申請フォームで申請内容を入力、様式の添付

電子申請フォームの記載に従い、入力を行います。届出の様式については、「名古屋市電子申請サービス」または「名古屋市公式ウェブサイト」から取得してください。



【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）

入力状況 0%

名古屋市の「【騒音・振動関係】特定建設作業実施（変更）届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）」のオンライン申請ページです。

市内で著しい騒音・振動を発生する建設作業を行う場合に必要届出です。様式等は制度詳細をご覧ください。
[制度詳細URLはこちら](#)

Grafferアカウントを利用する方
ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方
メールアドレスの確認のみ申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

4 申請受付メールが届く

申請直後に登録したメールアドレスあてに、申請受付メールが届きます。電子申請は、届出書等の写しの返却がありませんので申請受付メールを保存するなどしてください。また、申請内容によっては、その後に差し戻しとなる場合がありますのでご注意ください。

電子申請の注意事項

- 閉庁日(土日祝日及び年末年始)や閉庁時間(17:15～翌 8:45)に申請した場合、届出日は**直後の開庁日**となります。作業開始日が届出日から中7日(8日)以上空いているかご確認ください。※年末年始の長期の閉庁期間は、電子申請の受付を一時停止します。
- 届出内容の確認・修正のため、公害対策課より**メールや電話にて連絡**することがあります。登録したメール^{*}や電話を確認できるようにしてください。※メールが迷惑メールに仕分けられる場合がありますので迷惑メールフォルダ等もご確認ください。
- 電子申請フォームは、作業の場所(区)により以下のとおり異なります。作業の場所が複数の区にまたがる場合には、電子申請フォームごとに**それぞれ申請**してください。

作業の場所(区)	電子申請フォームの名称
千種・昭和・守山・名東	特定建設作業実施(変更)届出書(千種区、昭和区、守山区、名東区)
東・北・西・中村・中	特定建設作業実施(変更)届出書(東区、北区、西区、中村区、中区)
瑞穂・南・緑・天白	特定建設作業実施(変更)届出書(瑞穂区、南区、緑区、天白区)
熱田・中川・港	特定建設作業実施(変更)届出書(熱田区、中川区、港区)

- 法・条例により夜間、日曜日その他の休日の作業は原則行わないこととされています。道路法の協議などによりやむを得ず実施する場合には、協議書等の必要書類を添付して申請してください。
- 特定建設作業実施変更届出書についても、電子申請で受付しています。**変更したい項目の開始日の2開庁日前まで**に申請をお願いします。(窓口での届出期限と異なるため、ご注意ください。)

ご相談・問い合わせ先

市外局番(052)

西区公害対策課 (担当区:東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
港区公害対策課 (担当区:熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144
南区公害対策課 (担当区:瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
名東区公害対策課 (担当区:千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110
名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課	☎ 972-2674	FAX 972-4155